

日本小型船舶検査機構（JCI）における検査方法見直しの概要

対象

平水区域以外を航行区域とする小型旅客船

（海上運送法の許可事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業）の用に供するもの。）

改正の概要

① 船体上架の実施

定期検査・中間検査において、船体を上架した状態で、船体の健全性確認を行う（船底を含め船体全体を確認可能）。

② 効力試験の省略措置を撤廃

定期検査・中間検査において、主機関、排水設備及び操舵設備の効力試験（動作確認）を毎回実施する。

③ 検査回数の増加

定期検査・中間検査において、下記について省略する回数を減らし、検査回数を増加する。

○電気機器・電路の絶縁抵抗試験

○小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備（展張しての外観点検）

④ その他

下記について、それぞれ検査方法の適正化を行う。

○水密性確認のための射水試験（出入口、ハッチ）

○消火器（消火剤の有効期限を確認）

○2時間限定沿海船の航行区域の適正化

施行日

令和5年1月1日